第1 議会の組織・構成・議員に関する調

1 町村数(表1)

- ・ 調査日の町村数 (平成21年7月1日) は、992 町村 (801 町、191 村) で、 平成20年度と比較すると、12町村の減。
- 人口段階別にみると、A区分(2千人未満)では64町村(6.5%)、B区分(2 千人以上5千人未満)では163町村(16.4%)、C区分(5千人以上1万人未満)では251町村(25.3%)、D区分(1万人以上2万人未満)では303町村(30.5%)、E区分(2万人以上)では211町村(21.2%)であり、平成20年度と比較するとA、C、D、E区分で町村数が減少。

(地方自治法第91条(以下「法」という)による議員定数の人口区分による。)

表1 町村数

(単位:団体)

年		町村数			人	口段階別内]訳	
#	総計	町	村	Α	В	С	D	E
H21	992	801	191	64	163	251	303	211
H20	1,004	811	193	65	163	255	307	214
増減	▲ 12	▲ 10	A 2	1	0	4	4	A 3

2 町村人口(表2)

- ・ 1町村あたりの平均人口は、平成17年国勢調査人口では13,124人、平成21年7月1日現在の住民基本台帳人口(以下「住基人口」という)では13,051人。
- ・ 平成 20 年度と比較すると、1町村あたりの平均住基人口は、74 人の減。

表2 町村人口

(単位:人)

年	国勢調査	麼(平成17)	住民基本台帳		
+	人口	1町村あたり平均	人口	1町村あたり平均	
H21	13,018,723	13,124	12,946,117	13,051	
H20	13,179,809	13,127	13,177,206	13,125	
増減	▲ 161,086	▲ 3	▲ 231,089	▲ 74	

3 議員定数・現議員数(表3~4)

- ・ 1 町村あたりの議員定数の上限値の平均は19.9 人、条例定数の平均は13.3 人、 上限値と条例定数の差は6.5 人。平成20年度と比較すると、条例定数が0.3 人 の減。(表3)
- ・ 調査時点における現議員数は 13,059 人、平成 20 年度と比較すると、437 人の 減。(表 4)

表3 議員定数

(単位:人)

年	国勢調査人口による上限値		定数	定数差
平成21	合計	19,720	13,235	6,485
十八乙	平均	19.9	13.3	6.5
平成20	合計	19,970	13,668	6,302
十八20	平均	19.9	13.6	6.3
増減	合計	▲ 250	▲ 433	-
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	平均	0.0	▲ 0.3	_

表4 現議員数

(単位:人)

年 定数	⇔ */ ₁	現議員数		人口段階別内訳				欠員数
	况 硪貝奴	Α	В	С	D	E	次貝 数	
平成21	13,235	13,059	504	1,574	3,003	4,454	3,524	176
平成20	13,668	13,496	512	1,608	3,075	4,643	3,658	172
増減	4 33	▲ 437	▲ 8	▲ 34	▲ 72	▲ 189	▲ 134	_

4 議員の所属党派・会派・年齢構成・在職年数 (表5~8)

- ・ 全国の町村議員の現在数は、13,059 人、このうち男性議員は 12,018 人 (92.0%) 女性議員は 1,041 人 (8.0%)。
- ・ 所属党派別でみると、「無所属」が 11,448 人 (87.7%) と最も多く、次いで「共産党」の 892 人 (6.8%)、「公明党」の 467 人 (3.6%) の順。(表 5)
- ・ 会派があるのは 175 町村 (17.6%)、817 町村 (82.4%) では会派制をとって いない。(表 6)
- ・ 年齢構成別では、「 $60\sim69$ 歳」が、6,290 人(48.2%)と最も多く、次いで「 $50\sim59$ 歳」の 3,825 人(29.3%)、「 $70\sim79$ 歳」の 1,928 人(14.8%)の順となっており、全町村議員の平均年齢は 61.5 歳、最年長議員は、88 歳(満年齢)。(表 7)
- 議員の在職年数の区分で最も多いのは、「4年以上8年未満」の3,044(23.3%)、 次いで、「4年未満」の2,977人(22.8%)、「8年以上12年未満」の2,942人(22.5%)

の順。

- ・ 男女別では、男性の在職年数の区分で最も多いのは、「4 年以上 8 年未満」の 2,755 人 (22.9%)、次いで「4 年未満」の 2,721 人 (22.6%)、「8 年以上 12 年 未満」の 2,695 人 (22.4%) の順。
- ・ 女性の在職年数の区分で最も多いのは、「4年以上8年未満」の289人(27.8%)、 次いで、「4年未満」の256人(24.6%)、「8年以上12年未満」の247人(23.7%) の順。
- ・ 「40年以上」の長期在職者は24人であり、最長在職期間は49年(端数月数切捨)。(表8)

表5 議員の所属党派

(単位:人)

性別議員数	举吕 粉			1	党派別内訴	?		
	誐貝奴	無所属	自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	その他
男性	12,018	10,878	103	70	289	632	38	8
女性	1,041	570	6	15	178	260	5	7
合計	13,059	11,448	109	85	467	892	43	15

表6 会派

(単位:団体)

会	合計(町村数)	
有	無	口引(凹が致)
175	817	992

表7 議員の年齢構成

(単位:人)

				年齢構成				平均
性別	25~ 29歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60~ 69歳	70~ 79歳	80歳 以上	年齢 (歳)
男性	9	174	668	3,425	5,848	1,833	61	61.6
女性	1	10	91	400	442	95	2	59.5
合計	10	184	759	3,825	6,290	1,928	63	61.5

表8 議員の在職年数

性別	4年未満	4年以上 8年未満	8年以上 12年未満	12年以上 16年未満	16年以上 20年未満	20年以上 24年未満
男性	2,721	2,755	2,695	1,629	910	564
女性	256	289	247	125	64	32
合計	2,977	3,044	2,942	1,754	974	596

(単位:人)

					<u> </u>
24年以上 28年未満	28年以上 32年未満	32年以上 36年未満	36年以上 40年未満	40年以上	合計
324	196	147	53	24	12,018
11	9	4	4	0	1,041
335	205	151	57	24	13,059

5 議長の任期・所属党派・年齢構成・在職年数 (表9~13)

- ・ 議長 987 人のうち、男性は 966 人 (97.9%)、女性は 21 人 (2.1%) であり、 欠員は 5 人。(表 9)
- ・ 議長の任期の運用では、法第 103 条第 2 項で規定される法定の「4年」としているのは、541 町村(54.5%)、次いで「2年」の 346 町村(34.9%)、「1年」の 76 町村(7.7%)の順。
- ・ 管内全町村で4年の法定のところは6道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、 長崎県、沖縄県)。(表 10)
- ・ 議長の所属党派別は、議員の所属党派の割合と同様、「無所属」が 957 人 (97.0%) と圧倒的に多い。(表 11)
- ・ 年齢構成別では、議員の年齢構成同様、「60~69 歳」が 561 人 (56.8%) と最も多く、次いで「70~79 歳」の 209 人 (21.2%)、「50~59 歳」の 183 人 (18.5%) となっており、平均年齢は 64.2 歳、最年長議長は 82 歳(満年齢)。(表 12)
- 議長の在職年数で最も多いのは「2年未満」の439人(44.5%)であり、次いで「2年以上4年未満」の348人(35.3%)。(表13)

表9 議長

(単位:人)

年	町村数	議長数	男女別内訳		欠員数	
	叫介致	議 文教	男性	女性	人貝奴	
平成21	992	987	966	21	5	
平成20	1,004	1,003	983	20	1	
増減	▲ 12	1 6	▲ 17	1	4	

表10 議長の任期

(単位:団体)

年	町村数		議長任期	の運用	
#	凹竹釵	4年(法定)	2年	1年	その他
平成21	992	541	346	76	29
平成20	1,004	545	355	77	27
増減	1 2	4 4	A 9	A 1	2

表11 議長の所属党派

(単位:人)

性別議長	宝 巨 粉		党派別内訳					
	 	無所属	自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	その他
男性	966	940	9	2	10	3	2	0
女性	21	17	1	0	3	0	0	0
合計	987	957	10	2	13	3	2	0

表12 議長の年齢構成

(単位:人)

								平均
	年齢構成							
性別	25~ 30歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60~ 69歳	70~ 79歳	80歳 以上	年齢 (歳)
男性	0	3	22	181	545	207	8	64.2
女性	0	0	1	2	16	2	0	63.0
合計	0	3	23	183	561	209	8	64.2

表13 議長の在職年数

(単位:人)

性別	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	合計
男性	424	342	169	31	0	0	966
女性	15	6	0	0	0	0	21
合計	439	348	169	31	0	0	987

6 常任委員会の設置・任期 (表 14~16)

- ・ 常任委員会を設置している町村は 981 町村 (98.9%) であり、未設置は 11 町村 (1.1%)。
- ・ 常任委員会の設置数を比較すると「2 委員会」が 588 町村(設置町村の 60.0%) と最も多く、次いで「3 委員会」の 330 町村(設置町村の 33.6%)、「1 委員会」 の 34 町村(設置町村の 3.5%)、「4 委員会」の 26 町村(設置町村の 2.7%)の 順で、「5 委員会以上」は 3 町村(設置町村の 0.3%)。
- ・ 1議会あたりの常任委員会設置数の平均は 2.4 であり、 1 委員会の平均定数は 6.1 人。(表 14)
- ・ 平成18年6月の法改正により、常任委員は複数の所属が可能となったが、調査日において、この制度を採用しているのは、常任委員会設置町村のうち14.1%の138町村。また、採用町村の平均委員会数は2.8であり、1委員会の平均定数は6.7人。(表15)
- ・ 常任委員の任期では、「2年」が644 町村(設置町村の65.6%)と最も多く、 次いで「4年」の277 町村(設置町村の28.2%)、「1年」の54 町村(設置町村 の5.5%)、「その他」の6 町村(設置町村の0.6%)の順。(表16)

表14 常任委員会の設置

常任委員会		常任委員	会設置数別	引町村数		常任委員会	設置数	1委員会
設置町村数	5委員会以上	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会	未設置町村 数	平均	平均定数 (人)
981	3	26	330	588	34	11	2.4	6.1

表15 常任委員の複数所属制の採用

(単位:団体)

常任委員の	委員会数別委員の複数所属制の採用町村数				常任委員の 採用町村 複数所属制		採用町村 1委員会
複数所属制 採用町村数	5委員会以上	4委員会	3委員会	2委員会	未採用町村 数	の平均 委員会数	平均定数
138	3	19	58	56	843	2.8	6.7

表16 常任委員の任期

(単位:団体)

常任委員会	常任委員の任期別内訳						
設置町村数	4年	2年	1年	その他			
981	277	644	54	6			

7 議会運営委員会の設置・任期(表17~18)

- ・ 議会運営委員会を設置している町村は967 町村(97.5%)であり、未設置は25 町村(2.5%)。議会運営委員会の平均定数は5.5人。(表17)
- 議会運営委員の任期別内訳は「2年」が632 町村(設置町村の65.4%)と最も多く、次いで「4年」の273 町村(設置町村の28.2%)、「1年」の56 町村(設置町村の5.8%)、「その他」の6 町村(設置町村0.6%)の順。(表18)

表17 議会運営委員会の設置

(単位:団体)

議会運営	議会運営委員会		
設置町村数	(人)		
967	25	5.5	

表18 議会運営委員の任期

議会運営委員会	議会運営委員の任期別内訳				
設置町村数	4年	2年	1年	その他	
967	273	632	56	6	

8 特別委員会の設置 (表 19)

- ・ 特別委員会を設置している町村は 850 町村 (85.7%) であり、未設置は 142 町村 (14.3%)。
- 特別委員会の設置数は「5委員会」が189町村(設置町村の22.2%)と多く、次いで、「2委員会」の183町村(設置町村の21.5%)、「3委員会」の177町村(設置町村の20.8%)、「1委員会以上」の169町村(設置町村の20.0%)、「4委員会」の132町村(設置町村の15.5%)の順。
- ・ 特別委員会の1委員会平均定数は9.7人であり、1議会あたりの設置数の平均 は3.2。

表19 特別委員会の設置

(単位:団体)

特別委員会		特別委員	員会設置数	別内訳		特別委員会	設置数	1委員会
設置町村数	5委員会以上	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会	土型罢町	平均	平均定数 (人)
850	189	132	177	183	169	142	3.2	9.7

9 協議調整の場の設置(法 100 条第 12 項) (表 20)

- ・ 協議調整の場を設置している町村は553町村(55.7%)であり、未設置は439 町村(44.2%)。
- 協議調整の場の設置数は「1設置」が522町村(設置町村の94.4%)と多く、次いで、「2設置」の17町村(設置町村の3.1%)、「3設置」の7町村(設置町村の1.3%)、「4設置」の6町村(設置町村の1.1%)、「5設置」の1町村(設置町村の0.2%)の順。
- ・ 協議調整の場の1設置数あたりの平均定数は13.2人。

表20 協議調整の場の設置(法100条第12項)

│協議調整 │の場の設		協議調整の	場の設置	数別町村数	τ	未設置	未設置 設置数			
置町村数	5設置以上	4設置	3設置	2設置	1設置	町村数	平 均	あたりの 平均定数 (人)		
553	1	6	7	17	522	439	0.6	13.2		

10 議長等の委員への就任状況 (表 21)

- ・ 議長が常任委員に就任しているのは 680 町村(常任委員会設置町村の 69.3%)、301 町村(常任委員会設置町村の 30.7%)では、一たん常任委員となった後、議会の同意を得て辞任。
- ・ 議会運営委員会の委員に議長が就任しているのは 50 町村 (議会運営委員会設置町村の 5.2%)、917 町村 (議会運営委員会設置町村の 94.8%)では就任していない。
- ・ 副議長は、422 町村(議会運営委員会設置町村の 43.6%) で議会運営委員に就 任している。

表21 議長等の委員への就任状況

(単位:団体)

就任状況等	常任委員会	議会運営委員会			
机性 化沉守	議長	議長	副議長		
就任している	680	50	422		
辞任している 就任していない	301	917	545		

11 議会事務局の設置・議会事務局職員の状況・議会事務局長(書記長)の在職年数 (表 22~24)

- ・ 法第138条第2項により町村の議会事務局は条例で設置できることになっており、事務局を設置しているのは986町村(99.4%)、未設置は6町村(0.6%)。
- ・ 議会事務局職員の条例定数の平均は 2.6 人である。(表 22)
- ・ 全町村における議会事務局職員の現在数は 2,484 人であり、1 議会あたりの平 均職員数は 2.5 人。このうち、議会事務局設置町村の職員の現在数は 2,473 人で あり、うち専任は 1,990 人 (議会事務局設置町村における職員数の 80.5%)、兼 任は 483 人 (議会事務局設置町村における職員数の 19.5%)。(表 23)
- ・ 議会事務局長(書記長)の現在数は983人であり、在職年数別では「1年以上3年未満」が442人(45.0%)と最も多く、次いで「1年未満」の297人(30.2%)となっている。(表24)

表22 議会事務局の設置

(単位:団体)

議会	事務局	条例定数平均		
設置町村数	未設置町村数	(人)		
986	6	2.6		

表23 議会事務局職員の状況

(単位:人)

	I I NU	議会事務局職員							
│ 設置/ │ 町村数 │ │ 未設置		事務局長·書記長		職員·書記等		合計		1議会	
	Ĭ	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	平 均	
設置 986	834	145	1,156	338	1,990	483	2.5		
改旦	900	979		1,494		2,473		2.0	
未設置	6	0	4	0	7	0	11	1.8	
不改旦	0	4	4	-	7	1	1	1.0	
合計 992	834	149	1,156	345	1,990	494	2.5		
	992	98	983		01	2,4	184	2.3	

表24 議会事務局長(書記長)の在職年数

(単位:人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
専任	259	378	110	80	7	834
兼任	38	64	27	18	2	149
合計	297	442	137	98	9	983

12 議会図書室 (表 25)

- ・ 議会図書室は、法第 100 条第 18 項で設置が義務付けられており同条第 16 項及 び第 17 項により、官報、公報及び政府刊行物を保管すること、さらに同条第 19 項で一般にも利用させることができると規定している。
- 調査日時点で一般にも利用可能な形式で図書室を設置しているのは、422 町村 (42.5%)、570 町村(57.5%)ではそのような形式で設置していない。

表25 議会図書室の設置

(単位:団体)

議会區	図書室
設置している	設置していない
422	570

13 議会費(平成21年度当初予算)(表26)

- 平成21年度当初予算額の1町村あたり議会費の全国平均は、78,354千円、一般会計歳出総額5,595,033千円に占める割合は、1.4%。
- 議会費のうち主なもの(全国平均)は、報酬36,095千円、給料9,505千円、 職員手当等17,223千円、共済費8,562千円、旅費1,948千円、負担金・補助・ 交付金1,508千円。
- 一般会計に占める議会費の割合は、人口規模が大きくなるに従い、低くなっている。

表26 議会費(平成21年度当初予算)

(単位:千円)

費目	全国平均		人口	段階区分別	平均	
1月日	王国平均	Α	В	С	D	E
報酬	36,095	16,390	22,145	30,517	40,699	52,870
給料	9,505	3,866	6,594	8,412	10,513	13,315
職員手当等	17,223	7,037	10,821	14,073	19,191	26,180
共済費	8,562	3,795	5,392	7,412	9,642	12,275
報償費	98	6	19	11	26	393
旅費	1,948	1,225	1,551	1,826	2,009	2,530
交際費	346	220	281	277	382	465
需用費	1,356	443	844	1,055	1,515	2,156
 役務費	217	72	114	152	245	377
委託料	904	265	411	562	1,073	1,644
使用料等	231	123	132	145	264	394
備品購入費	66	34	53	38	63	123
負担金·補助金· 交付金	1,508	615	823	1,124	1,738	2,435
その他	296	188	335	291	267	346
議会費合計(A)	78,354	34,281	49,515	65,895	87,627	115,503
一般会計 歳入合計(B)	5,595,033	1,726,266	2,885,406	4,429,873	6,241,526	9,319,385
(A)∕(B) × 100(%)	1.4	2.0	1.7	1.5	1.4	1.2

14 議員報酬・委員長報酬・監査委員報酬・特別職報酬等審議会(表 27~31)

- 議員報酬月額の全国平均は、議長が286,507円、副議長231,744円、議員210,324円、町村長の給料は673,069円。
- 平成20年度と比較すると、議長は70円、副議長は194円、議員は150円の増。
- ・ 人口段階別では、今回の調査ではE区分(2万人以上)とA区分(2千人未満)では、議長で110,240円、副議長で99,784円、議員で95,659円の差がある。 議員報酬の町村長給料に対する割合は、全国平均で、議長は42.6%、副議長は34.4%、議員は31.2%である。(表27)
- ・ 福島県矢祭町については、議員報酬の日額報酬制(日額30,000円)を採用。
- 減額条例があるのは、議長が171 町村、議員が172 町村。(表28)
- ・ 委員長報酬を支給している町村は、常任委員長が539町村(設置町村の54.9%)、議会運営委員長が490町村(設置町村の50.7%)、全国平均報酬月額は、常

任委員長 211,889 円、議会運営委員長 212,458 円である。

- ・ 委員長報酬について、条例で特に規定していない町村(この場合、議員報酬月額で計算)も含めた全国平均は、常任委員長で215,331円、議会運営委員長で215,789円。(表29)
- 監査委員報酬の支給方法は、「議員選出」の場合、年額支給は411 町村(41.4%)、月額支給は370 町村(37.3%)、日額支給は211 町村(21.3%)、「識見を有する者」の場合、年額支給は409 町村(41.2%)、月額支給は388 町村(39.1%)、日額支給は195 町村(19.7%)。
- 監査委員報酬の全国平均は、「議員選出」の場合、年額 193,942 円、月額 31,790 円、日額 7,408 円であり、「識見を有する者」の場合、年額 264,966 円、月額 46,613 円、日額 8,517 円。(表 30)
- 特別職報酬等審議会を設置しているのは、814 町村(82.1%)。(表 31)

表27 議員報酬

(単位:円)

職名	平 均		人口段	階別平均報	酬月額	
嘅1□	報酬月額	Α	В	С	D	Е
議長	286,507	224,581	248,201	273,657	297,194	334,821
副議長	231,744	176,149	197,335	220,288	240,716	275,933
議員	210,324	158,069	175,082	198,434	219,945	253,728
常任 委員長	215,331	164,073	179,354	204,273	224,388	256,412
議会運営 委員長	215,789	168,449	178,314	203,934	224,240	256,241
(参考) 町村長 給 料	673,069	589,011	633,122	656,818	682,716	734,904

表28 議員報酬等の減額条例

(単位:団体)

啦 夕	+		人	口段階別内	訳		/111
職名	有	Α	В	С	D	E	無
議長	171	9	40	48	50	24	821
副議長	170	9	39	48	50	24	822
議員	172	10	39	49	50	24	820
常任 委員長	142	8	34	35	44	21	839
議会運営 委員長	137	7	33	33	43	21	830
(参考) 町村長 給料	479	28	70	118	160	103	513

表29 委員長報酬

(単位:円)

職名	報酬条例 制定町村数 (団体)	報酬条例制定町村 の平均報酬月額	全国平均 報酬月額	差額
常任 委員長	539	211,889	215,331	▲ 3,442
議会運営 委員長	490	212,458	215,789	▲ 3,331

表30 監査委員報酬

(単位:円)

				(
支給方法	議員	選出	識見を	識見を有する者		
又和刀法	町村数	平均報酬額	町村数	平均報酬額		
年額	411	193,942	409	264,966		
月額	370	31,790	388	46,613		
日額	211	7,408	195	8,517		
合計 (月額換算)	992	_	992	_		

表31 特別職報酬等審議会の設置

(単位:団体)

特別職報	州等審議会	合計
設置町村数	未設置町村数	口前
814	178	992

15 費用弁償・期末手当 (表 32~36)

- ・ 費用弁償(日当)を支給している町村は、対象別では、「本会議」出席が243 町村、「委員会」出席が276町村。(表32)
- ・ 費用弁償の平均支給額は、「本会議」出席が 1,529 円、「委員会」出席が 1,574 円、「会議規則で定めている協議調整の場」出席が 1,535 円。(表 33)
- 期末手当は、「12月」支給が985町村(99.3%)で平均支給率は186/100、「6月」支給が975町村(98.3%)で平均支給率は157/100、年間平均支給率は343/100。(表34・35)
- ・ 期末手当の加算措置を行っているのは 850 町村 (85.7%)、加算割合は「15~20%」が 430 町村 (加算町村の 50.6%) と最も多く、次いで「20~25%」の 141 町村 (加算町村の 16.6%)、「10~15%」の 140 町村 (加算町村の 16.5%) の順。 (表 36)

表32 費用弁償(日当)の支給町村数

区分	支給町村数		人	口段階別内	訳	
区方	不支給町村数	Α	В	С	D	Е
本会議	243	12	24	57	79	71
一个 五硪	749	52	139	194	224	140
委員会	276	13	25	64	98	76
安貝云	716	51	138	187	205	135
会議規則で定めている	210	11	22	49	71	57
協議会等	782	53	141	202	232	154

表33 費用弁償(日当)の支給額

(単位:円)

区公	平均	人口段階別平均支給額						
区分	支給額	Α	В	С	D	Е		
本会議	1,529	1,483	1,690	1,404	1,454	1,665		
委員会	1,574	1,854	1,662	1,402	1,544	1,680		
会議規則で 定めている 協議調整の場	1,535	2,364	1,795	1,385	1,465	1,492		

表34 期末手当の支給町村数

(単位:団体)

支給月	支給町村数		人口段階別内訳						
人 和月	不支給町村数	Α	В	С	D	Е			
12月	985	63	161	248	302	211			
12月	7	1	2	3	1	0			
6月	975	62	156	246	301	210			
OH	17	2	7	5	2	1			

表35 期末手当の支給率

(単位:百分比)

支給月	平	均		人口段階別平均支給率									
又和乃	支約	合率		А		В		С		D		E	
12月	186	/ 100	179	/100	193	/ 100	182	/ 100	183	/100	190	/100	
6月	157	∕ 100	156	/100	158	/ 100	154	/ 100	156	/100	161	/100	

表36 期末手当の加算措置

Ī	加算			加算割台	5別内訳			未加算
	町村数	5%未満	5~10%	10 ~ 15%	15~20%	20~25%	25%以上	町村数
	850	9	4	140	430	141	126	142

16 政務調査費 (表 37~39)

- 政務調査費に関する条例を制定しているのは 190 町村 (19.2%)、そのうち収 支報告書への領収書を添付しているのは 175 町村 (92.1%)。(表 37)
- ・ 政務調査費の交付対象は、「議員」が 98 町村 (交付町村の 51.6%) と最も多く、 次いで「会派及び議員」の 58 町村 (交付町村の 30.5%)、「会派」の 34 町村 (交 付町村の 17.9%)。
- 交付方法は、「1年」が123町村(交付町村の64.7%)と最も多く、次いで「半年」の48町村(交付町村の25.3%)「四半期」が12町村(交付町村の6.3%)、「毎月」が4町村(交付町村の2.1%)の順。(表38)
- ・ 1人あたりの交付額は、月額換算すると、全国平均は 9,497 円、交付対象は、 「議員」が 8,798 円、「会派」は 13,409 円、「会派及び議員」は 8,386 円。(表 39)

表37 政務調査費に関する条例の制定

(単位:団体)

条例の制定					
制定し	制定していない				
19	190				
収支報告書への	の領収書の添付				
添付している					
175					

表38 政務調査費の交付方法

交付 方法 交付対象	毎月	四半期	半年	1年	その他	合計
議員	3	5	28	61	1	98
会派	0	3	9	22	0	34
会派及び議員	1	4	11	40	2	58
合計	4	12	48	123	3	190

表39 政務調査費の一人あたり交付額月額

(単位:団体)

交付対象	5000円 未満	5000~ 9999円	10000~ 14999円	15000~ 19999円	20000円 以上	合計	平 均 交付額 (円)
議員	13	37	35	4	9	98	8,798
会派	3	13	8	4	6	34	13,409
会派及び議員	15	20	14	2	7	58	8,386
合計	31	70	57	10	22	190	9,497

注) 交付方法が、四半期、半年、1年、その他については、月額に換算している。

17 会議録 (表 40~42)

- ・ 平成18年6月の法の改正により、会議録については、電磁的記録により調製できることとなったが、本年の調査日において、この方式を採り入れているところはない。
- ・ 本会議の会議録を「全文記録」により調製しているのは、988 町村 (99.6%) で、「要点記録」により調製しているのは、4 町村 (0.4%)。そのうち「テープおこし等」による方法が、979 町村 (98.7%)、速記者をおいて「速記」により調製している方法が9 町村 (0.9%)。
- 1会議録の平均調製日数は、定例会で55.1日、臨時会で35.8日。(表40)
- ・ 会議録を配付しているのは、944 町村(95.2%)であり、48 町村(4.8%)が配付 していない。
- 配付先の内訳をみると、「町村長」や「議員」、「公共施設」が多い。 「町村長」には法第 123 条第 4 項で、会議録の写しを添えて会議の結果を報告 することになっているので、必ず配付するようになっており、また、「議員」や 「長以外の管理職員」などいわゆる関係者のみに配付する町村が多いが、図書館 や公民館などの「公共施設」のように住民がよく利用する場所に配付し、住民の 利便に供しているのが 282 町村。(表 41)
- ・ 会議録をホームページ上で公開しているのは、291 町村 (29.3%)。 最近は会議録をホームページ上で公開する町村も増えているが、さらに特定の キーワード等で会議録内を検索できる検索機能つきの公開にしているのは、87 町村。(表 42)

表40 会議録の調製

(単位:団体)

	調製	形態		調製方法			義録の
種別	書面	電磁的記録	全文記録		要点記録	平均調製日数(日)	
	育 田	电似的记录	テープおこし等	速記	安从記跡	定例会	臨時会
本会議 会議録	992	0	979	9	4	55.1	35.8

表41 会議録の配付

(単位:団体)

			配付先(複数選択)					
種別	配付	議員	町村長	長以外の 管理職員	行政 委員会	公共施設	その他	配付 せず
本会議 会議録	944	332	917	184	20	282	79	48

表42 会議録のホームページ上での公開

(単位:団体)

種別	公開して	ている	公開していない
作生力リ	検索機能がついている	閲覧のみできる	公用していない
本会議会議録	87	204	701

18 委員会·協議会記録 (表 43~44)

- ・ 委員会記録を作成しているのは、891 町村(89.8%)、協議会記録を作成してい るのは586 町村(59.1%)。
- ・ 委員会記録の調製方法は、「要点記録」によるが 673 町村(委員会記録作成町村の 75.5%)と最も多く、次いで「全文記録によるテープおこし等」が 214 町村 (委員会記録作成町村の 24.0%)、「全文記録による速記」が 4 町村(委員会記録作成町村の 0.4%)の順。
- ・ 協議会記録についても、同様の傾向で、「要点記録」によるが 496 町村(協議会記録作成町村の84.6%)と最も多く、次いで「全文記録によるテープおこし等」が88 町村(協議会記録作成町村の15.0%)、「全文記録による速記」が2 町村(協議会記録作成町村の0.3%)という順。(表43)
- ・ ホームページ上で委員会記録を公開しているのは 21 町村 (2.2%)、協議会記録 を公開しているのは 1 町村 (0.1%) となっている。(表 44)

表43 委員会・協議会記録の作成

(単位:団体)

	<i>11</i>	調	11-121 1			
種別	作成している 町村数	全文	記録	要点記録	作成していない 町村数	
		テープおこし等	速記	女点記述		
委員会記録	891	214	4	673	101	
協議会記録	586	88	2	496	406	

表44 委員会・協議会記録のホームページ上での公開

種別	公開して	公開していない	
作生力リ	検索機能がついている	閲覧のみできる	公開していない
委員会記録	9	12	971
協議会記録	0	1	991